

中村元記念館東洋思想文化研究所組織・運営規程

(目的)

第1条 中村元記念館東洋思想文化研究所（以下「研究所」という。）は、特定非営利活動法人中村元記念館東洋思想文化研究所（以下「法人」という）定款第51条第2項に基づき、この法人の定款第5条に掲げる事業を円滑に行うことを目的としてこの組織・運営規定を定める。

(所在地)

第2条 研究所は主たる研究室を法人の所在地に置く。

(事業)

第3条 研究所は、下記の事業を行う。

- (1) 東洋思想・文化に関する研究及びその成果の発表
- (2) その他、目的達成に必要な事業

(研究所の構成員)

第4条 研究所は、以下に定める役職者と別に定める中村元記念館東洋思想文化研究所員に関する細則（以下「研究員細則」という）により任命された研究所員により構成される。

2 研究所の役職者は以下の通りとする。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 所長 | 1名 |
| (2) 副所長 | 若干名 |
| (3) 主任研究員 | 1名 |
| (4) 主事 | 若干名 |
| (5) 主事補 | 若干名 |

(所長)

第5条 所長は研究所の事業を総括する。

2 所長は、原則として、中村元記念館館長が兼任する。

(副所長)

- 第6条 副所長は、本規程第10条に定める教務委員会の議を得て所長が推薦し、法人の理事長が任命する。
- 2 副所長は所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けた時は、任務を代行する

(主任研究員)

- 第7条 主任研究員は、特に研究所の研究を主導できると認められる者を以て、所長が任ずる。
- 2 主任研究員の任期は、就任の年から5年後の年度末までとする。ただし再任は妨げない。

(主事)

- 第8条 主事は、所長が委嘱する。
- 2 主事は、本規程第3条に規定された事業に関する事務を分掌する。
- 3 事務の分掌は、事務の状況に応じて適宜行う。
- 4 主事は、分掌する事務について適宜所長及び副所長に報告する。
- 5 主事の任期は、就任の年から5年後の年度末までとする。ただし再任は妨げない。

(主事補)

- 第9条 主事補は、所長が委嘱する。
- 2 主事補は、本規程第3条に規定された事業に関する事務を分掌し、主事を補佐する。
- 3 事務の分掌は、事務の状況に応じて適宜行う。
- 4 主事補は、分掌する事務について主事との議を経た上、所長及び副所長に報告する。
- 5 主事補の任期は、就任の年から5年後の年度末までとする。ただし再任は妨げない。

(教務委員会)

第10条 所長の諮問機関として研究所に教務委員会を置く。

2 教務委員会は、所長、副所長、主任研究員、法人理事長、法人副理事長、法人事務局長、所長が指名した委員若干名を以て構成する。

3 教務委員会は、所長または副所長が議長となり、以下の各号にかかる事項を審議する。

(1) 東方学院松江校組織・運営規程第3条2項の教務に関する事項

(2) 研究所員の選考・採用・昇任などの人事

(3) その他法人理事長、又は所長が必要と認めた事項

4 教務委員会の事務は、主事・主事補が担当する。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、法人の理事会の議を経て理事長が行う。

附則

1 この規程は、平成29年5月24日から施行する。

2 この規程の変更は、総会の議決の日（平成30年5月21日）から施行する。